

## 東京都板橋区立リサイクルプラザ指定管理者団体の選定に関する要綱

(平成17年8月18日区長決定)

(平成21年9月30日一部改正)

(平成30年3月31日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、東京都板橋区立リサイクルプラザ指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (選定対象)

第3条 委員会は、東京都板橋区立リサイクルプラザ条例（以下「条例」という。）第13条第2項の規定により申請した法人その他の団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

### (組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員6人をもって組織する。

- (1) リサイクルに関して専門的知識を有する者 1人
- (2) 町会連合会代表 1人
- (3) 板橋区職員 4人

2 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、選定した指定管理者候補団体が区とプラザの管理に関する協定を締結した日までとする。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、非公開とする。

### (所管事務)

第6条 委員会は、第8条に規定する審査項目にしたがい、プラザの管理を行わせるのに最も適当と認める申請団体を指定管理者候補団体として選定し、区長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べるができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体の申請に関与してはならない。

3 委員が申請団体の申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を本件選定から除外することができる。

4 委員は、選定の過程において知りえた情報を他に漏らしてはならない。ただし、板橋区及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第13条第3項に掲げる選定の基準に基づき、次に掲げる審査項目により行うものとする。

(1) 事業計画に関する理念及び基本方針

(2) 条例第2条に規定する事業の計画及び企画書

(3) 施設管理の計画及び内容（保守、警備、清掃、植栽管理等）

(4) 施設の管理運営に必要な人員配置計画

(5) 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯、個人情報保護等）

(6) 管理業務の収支計画

(7) 申請団体の事業実績

(8) 申請団体の人的・技術的資源

(9) 申請団体の経営状況

(10) 受託事業に対する熱意・意欲

(審査方法)

第9条 第8条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

第一次審査は、第8条に規定する評価の対象となる項目を書類により審査する。審査の結果、最低基準点を満たし、かつ評価の高い団体を5団体以内で選定する。但し、評価が同じ場合は、5団体を超過して選定することができる。

(2) 第二次審査

前号の規定により選定された団体の財務内容については外部専門家に審査を委託し、事業計画等についてはプレゼンテーション及び質疑により審査する。審査の結果、評価の最も高い団体を候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、資源環境部資源循環推進課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定管理者候補団体の選定に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月18日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。